



ちばぎん 一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

第118期 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月26日(水曜日)午前10時

(受付開始：午前9時)

場所

千葉市中央区千葉港1番2号

当行本店3階大ホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

株式会社 **千葉銀行**

証券コード：8331

株主総会にご出席の株主さまへお配りするお土産はご用意しておりませんので、ご了承くださいませよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、2023年6月、当行及びちばぎん証券株式会社が関東財務局より金融商品取引法に基づく行政処分を受けたことにつきまして、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

さて、デジタル化の進展や気候変動問題への意識の高まりに加え、原材料の価格高騰・人手不足の深刻化などの影響により、地域のお客さまを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。また、これまで長らく続いてきた金融緩和の方針が大きく見直され、「金利のある世界」の到来により、当行グループにとっても大きな転換期を迎えています。

こうしたなか、当行グループは、環境の変化に柔軟に対応し、パーパス「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」、ビジョン「地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ」の実現に向けた取組みを着実に進めています。金融サービスを中心とした機能的価値に加えて、DXやGX、少子高齢化など様々な社会課題に貢献する社会的価値の提供を通じて、全てのステークホルダーの思いが実現できる明るい未来を創出してまいります。

昨年4月から第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～」をスタートし、今年度は2年目となります。「お客さま中心のビジネスモデルの進化」を取組指針に掲げ、商品やサービス提供における視点を変え、お客さま一人ひとり、一社一社にとって最高の顧客体験を創り上げてまいります。個人のお客さまに対しては「お金に関する総合コンサルタント」として、法人のお客さまに対しては「経営の補佐役」として、地域のお客さまの真にお役に立ち、地域とともに成長し続ける銀行グループを目指してまいります。

今後ともご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

取締役頭取 グループCEO

米本 努



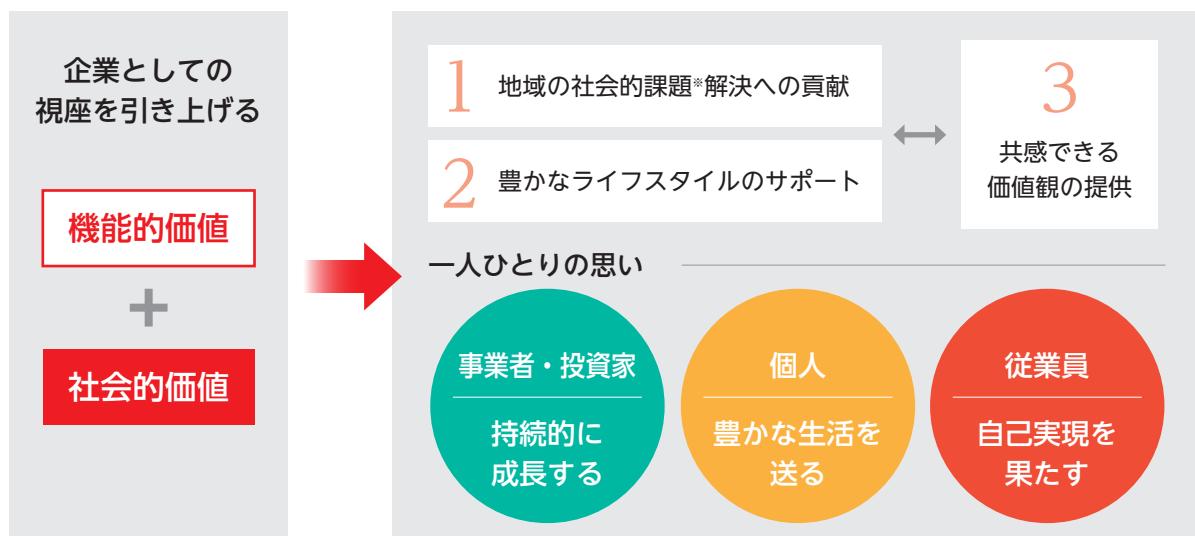
ちばぎんグループのパーパス・ビジョン

パーパス

一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

当行グループは、金融機能を提供するなどの「機能的価値」に加え、地域の課題解決に貢献するなどの「社会的価値」を創出するために存在。

変化する時代の中で、地域を「ステークホルダーの思いが叶う場所」へ。



*地域の社会的課題…コロナ、デジタル化、SDGs、地方創生など、地域社会の持続性に関連する諸課題

ビジョン

地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ

■ エンゲージメントバンクグループ

お客さま、従業員、株主などのステークホルダーとの深いつながりを背景とした価値提供をつうじ、地域とともに成長し続ける銀行グループ

株主各位

千葉市中央区千葉港1番2号
株式会社 千葉銀行
取締役頭取 米本 努

第118期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.chibabank.co.jp/company/ir/shareholder/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト
にアクセスし、銘柄名に「千葉銀行」又は証券コードに「8331」をご入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使
することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使
していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	千葉市中央区千葉港1番2号 当行本店3階大ホール
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>(1) 第118期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件</p> <p>(2) 第118期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式 報酬制度改定の件</p>

議決権行使について

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.e-sokai.jp>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)午後6時

詳細は[次頁](#)をご覧ください。

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)午後6時

株主総会ご出席による議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条にもとづき、お送りする書面には記載しておりません。

したがって本書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社CJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

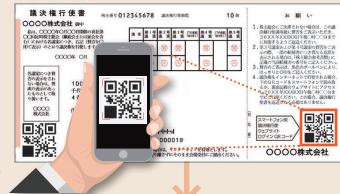
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は下記記載のとおり同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

スマート行使[®]による方法 (スマートフォンをご利用する場合)

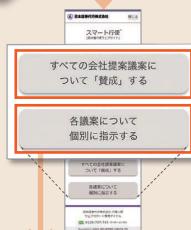
1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る。



2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。

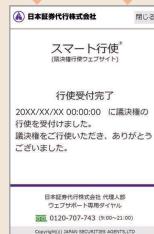


3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。



※上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。詳しくは、同封の「スマート行使[®]」の使い方をご覧ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使ウェブサイトへアクセス (パソコン等をご利用する場合)

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

1 ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック。



2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。



3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック。



ご注意事項

- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部
【ウェブサポート専用ダイヤル】

0120-707-743 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

募集通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

1 当行の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などを通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

② 金融経済環境

国内経済 ▶ 当期のわが国経済をかえりみますと、物価上昇や世界的な金融引締めなどの影響を受けたものの、各種政策の効果による個人消費や雇用・所得環境などの改善を背景として、景気は持ち直しの動きがみられています。ただし、金融引締めの継続などに伴う海外景気の下振れや物価上昇、中東地域をめぐる情勢などの影響も懸念されるため、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

県内経済 ▶ 県内経済につきましては、物価上昇や人手不足の影響を受けつつも、経済活動が正常化するなかで、観光や飲食などの対面サービス業の回復が続いているほか、自動車や百貨店の販売の改善などに支えられ、緩やかな持ち直し傾向が続いています。また、交通インフラ整備や物流施設等の官民プロジェクトの進展を背景とした建設需要などにより、今後も県内経済は底堅く推移していくことが見込まれます。

金融情勢 ▶ 金融情勢をみますと、日本銀行による金融政策の見直しにより、無担保コール翌日物金利は△0.01%程度から期末には0.07%を超える水準まで急上昇するとともに、長期国債の流通利回りも0.30%台から期末には0.70%前後まで上昇しました。また、日経平均株価は良好な企業業績を背景に28,000円程度から徐々に水準を切り上げ、期末にかけて40,000円を超える水準まで上昇しました。

③ 事業の経過及び成果

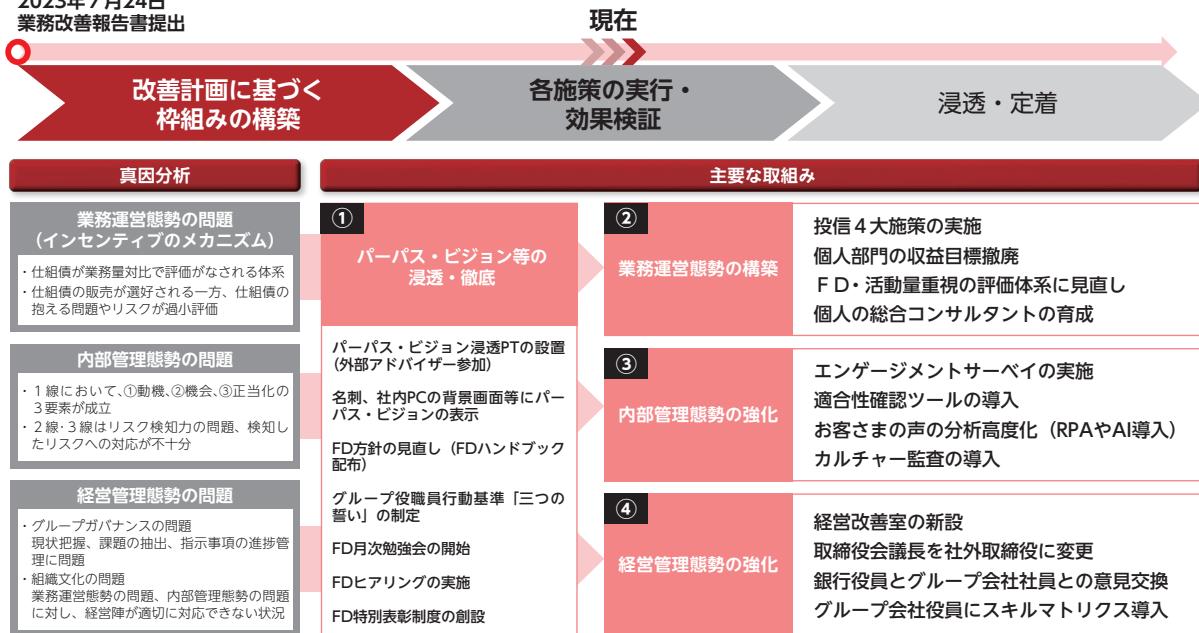
関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組み

2023年6月23日、当行は、金融商品取引法第51条の2に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況に係る行政処分（業務改善命令）を受けました。また、ちばぎん証券株式会社は、金融商品取引法第51条に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売につき適合性原則に抵触する業務運営の状況に係る行政処分（業務改善命令）を受けました。

当行及びちばぎん証券株式会社は、このような事態に至ったことを重く受け止め、根本的な原因分析を行ったうえで、2023年7月24日、関東財務局に対して再発防止策を含む業務改善報告書を提出しました。その後も、当該報告書に基づく業務改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況を四半期ごとに報告しています。

取組み全体の進捗状況としては、組織体制・評価体系の見直し、研修・勉強会の企画等、改善計画に基づく各種施策を着実に実施しており、全57施策のうち、システム開発を伴う一部施策を除き、2024年3月末までに主要施策については実施を完了しています。また、パーパス・ビジョンをしっかりと組織に浸透・定着させることが全ての問題点に共通する改善策と捉え、パーパス・ビジョン浸透PT（プロジェクトチーム）を中心として、外部の知見も取り入れながら組織横断的に浸透施策に取り組んでいます。あわせて、エンゲージメントサーベイやNPS®アンケートなど、行内・行外向けのさまざまな調査・アンケート等を通じて効果検証も行っており、PDCAによる実効性向上に努めています。

2023年7月24日
業務改善報告書提出



なお、こうした業務改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況については、関東財務局への四半期ごとの報告にあわせ、ホームページで概要を開示しています。

今後も引き続き、業務改善報告書に基づく改善施策の着実な実行と、パーパス・ビジョンの浸透を通じた適切な業務運営態勢の構築並びに内部管理態勢及び経営管理態勢の強化により、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

※NPS®はベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、NICE Systems, Inc.の登録商標です。

中期経営計画への取組み

当行グループは、パーパス（存在意義）「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」及びビジョン（目指す姿）「地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ」の実現に向け、地域の社会的課題解決への貢献や、お客さまの豊かなライフスタイルのサポートといった社会的価値を提供することに、グループ一丸となり取り組んでいます。

【パーパス・ビジョン】

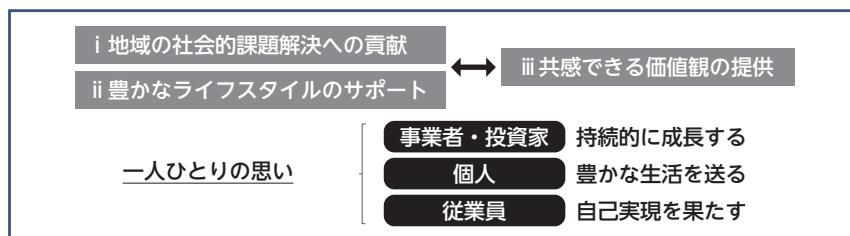
パーパス

一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

当行グループは、金融機能を提供するなどの「機能的価値」に加え、地域の課題解決に貢献するなどの「社会的価値」を創出するために存在。
変化する時代の中で、地域を「ステークホルダーの思いが叶う場所」へ。

企業としての視座を引き上げる

機能的価値 + 社会的価値 →



※地域の社会的課題…コロナ、デジタル化、SDGs、地方創生など、地域社会の持続性に関連する諸課題

ビジョン

地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ

【エンゲージメントバンクグループ】

お客さま、従業員、株主などのステークホルダーとの深いつながりを背景とした価値提供を通じ、地域とともに成長し続ける銀行グループ

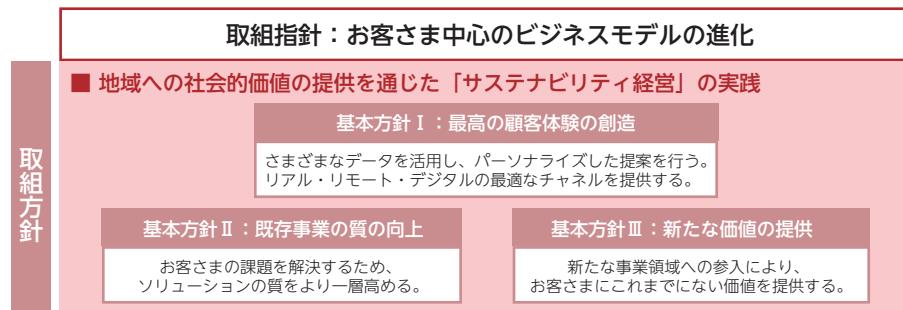
パーパス・ビジョンを踏まえ、2023年4月から2026年3月までの3年間の計画期間とする第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～」を策定しています。中期経営計画では、「お客さま中心のビジネスモデルの進化」を取組指針とし、3つの基本方針として「最高の顧客体験の創造」「既存事業の質の向上」「新たな価値の提供」を掲げています。また、それを支える「価値創出の基盤」として「DX」「GX」「アライアンス」「人的資本」「グループ・ガバナンス」の5つを設定したうえで、それぞれの取組みを強化しました。

財務指標の目標としては、「連結ROE7%前半」「親会社株主に帰属する当期純利益750億円」「連結業務純益1,200億円」「連結Tier1比率10.5%～11.5%」「連結OHR45%程度」の5つを掲げており、こうした目標の実現に向け各種施策に取り組ましました。

【第15次中期経営計画の概要】

名称	第15次中期経営計画 エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～ (計画期間：2023年4月 ～ 2026年3月)
-----------	----------------------------------------------------------------

フェーズ2～



目標とする 財務指標	連結ROE	親会社株主に帰属する当期純利益	連結普通株式等Tier 1比率 [※]
	7%台前半	750億円	10.5%～11.5%
	連結業務純益	1,200億円	連結OHR

※パーゼルⅢ最終化完全実施ベース
(有価証券評価差額金除き)

一人ひとりの思いを、
もっと実現できる
地域社会にする

当行Gの発展

2031年3月期に目指す水準

連結ROE
8%程度

親会社株主に帰属する
当期純利益
1,000億円

◇基本方針Ⅰ「最高の顧客体験の創造」

「最高の顧客体験の創造」を実現するため、お客さまのお取引や行動に関するデータの活用を強化し、お客さま1人ひとりに対するOne to Oneマーケティングを行うことにより、お客さまの潜在的なニーズに働きかける取組みを進めました。今年1月にグーグル・クラウド・ジャパン合同会社と、オンライン広告・動画を活用したマーケティングや、Google CloudのAI・機械学習を活用したデータ解析技術などの領域において、ジョイントビジネスプランに合意し、デジタルマーケティング分野における取組みの高度化を図りました。

また、リアル・リモート・デジタルのそれぞれのチャネルの整備を進めることにより、顧客体験の向上に努めました。

(リアルチャネル)

千葉県に隣接する地域のお客さまへのサービスの質を高めるため、昨年11月に「水戸支店」、12月には「浜松町支店」を新設しました。また、長生・夷隅地域においては、エリア内の店舗ネットワークを活用しながら、各支店長のノウハウの共有や地域情報の集約を図ることにより、お客さまにさらに質の高いサービスを提供するため、「茂原エリア営業部」の新設に向けた準備を進めました。

(リモートチャネル)

新設した「水戸支店」「浜松町支店」において、当行と業務提携を結ぶソニー銀行が活用するテレプレゼンスシステム「窓」を導入することにより、リモート端末を通じてお客さまにお取引いただける環境を整えました。また、インフラ整備や人員体制を強化することにより、リモート端末を活用した相続関連業務などへの対応力を高めました。

(デジタルチャネル)

お客さまの利便性向上を図るため、昨年9月にスマートフォンで口座開設が可能となる「WEB口座開設サービス」の取扱いを開始しました。

お取引の起点となる「ちばぎんアプリ」では、投資信託、地方税納付及び住宅ローンの手続きに対応する機能を追加しました。また、事業者と当行をつなぐあらゆるサービスのハブを目指す「ちばぎんビジネスポータル」では、当座貸越の手続きに対応する「当座貸越サービス」や電子申告された税務申告データが送信可能となる「ちばぎんe-Taxデータ受付サービス」などの機能を追加することにより、お客さまの利便性を高める取組みに注力しました。

◇基本方針Ⅱ「既存事業の質の向上」

さまざまな環境変化により、個人の価値観・行動の変化や顕在化した事業者の経営課題に対応するため、既存業務を深掘りし、お客さまや地域社会にとって真に価値あるサービスを提供しました。

(個人ビジネス)

個人のお客さまに対しては、「お金に関する総合コンサルタント」として一人ひとりに寄り添い、ライフイベントに沿った最適なサービスの提供に努めました。昨年6月にお客さまの資産を共に「知る」「つくる」「育てる」の3つをキーワードに、お客さまの長期にわたる「資産づくり」をサポートする「おかねのバスケット」の取扱いを開始しました。また、お客さまのお金に関するお悩み事を解決するため、さまざまなコンテンツを提供する資産運用ポータルサイト「ちばぎんマネーガイド」を開設しました。

住宅ローンにおいては、地域の特性を捉え、多様化するお客さまのニーズへの対応を強化するとともに、非対面チャネルを活用した取組みにも注力しました。このほか、進行する高齢化を背景として、引き続きニーズの高い信託・相続関連業務にも積極的に取り組みました。

(法人ビジネス)

法人のお客さまに対しては、「経営の補佐役」として深度ある対話を継続し、真の経営課題を把握したうえで、円滑な資金対応のほか、本業支援や事業再構築に向けた伴走支援に注力しました。なかでも、さまざまな経営課題の解決に向けたコンサルティングを行う「アドバイザー業務」や、お客さまのデジタル化支援を行う「ICTコンサルティング業務」への取組みを強化しました。さらに、長期的な目線で経営承継ニーズを発掘し、事業承継やM&Aに関するコンサルティングにも積極的に取り組みました。

(地方創生)

昨年4月に株式会社正和物産による観光型複合施設「Kamogawa SEASIDE BASE」への事業展開を支援することにより、地域の賑わいの創出に向けた取組みを進めました。また、城西国際大学が実施する「クラウドファンディングを活用した市原市・養老溪谷エリアの地域活性化プロジェクト」の支援に取り組むとともに、地域社会の持続的な発展や地域経済の活性化を図るため、株式会社飯沼本家や一般社団法人成田市観光協会、有限会社魚眠庵マルキ本館などとさまざまな実証事業の支援にも取り組みました。

◇基本方針Ⅲ「新たな価値の提供」

将来を見据え、銀行の枠組みに捉われない新たなサービスの開発や事業領域の開拓を進めました。

(ちばぎん商店)

非金融分野においても、お客さまの本業支援や地域活性化に向けた取組みを強化するため、ちばぎん商店株式会社を通じて新商品や新サービスなど千葉の新たな価値の提供に努めました。今年2月に三菱食品株式会社及び銚子商工会議所と共同で、「銚子市の地域活性化プロジェクト」を購入型クラウドファンディングサイト「C-VALUE」にリリースし、銚子の地域製品のブランド化に向けた取組みを支援しました。また、住宅購入ニーズのあるお客さまに対しては、住まい選びからサポートするなど、商流の川上に立つ提案を行うため、住宅関連サービス「ちばの住まいコンシェルジュ」への取組みを強化しました。

(オンアド)

オンラインによる中立的なアドバイスに特化した金融コンサルティングサービスを提供する株式会社オンアドでは、お金に関する相談への対応力を強化するとともに、法人向けサービスへの取組みにも注力しました。

(広告事業・不動産ファンド事業・メタバース)

地域の事業者と地域内外の消費者をつなぎ、地域経済の活性化を図る広告事業に積極的に取り組むとともに、お客さまの多様な不動産ニーズへの対応力を強化するため、不動産ファンド事業への取組みを強化しました。このほか、メタバースの活用においては、仮想空間内で、お客さまの住宅購入の検討から住宅ローンの対応に至るまでのトータルサポートを行うことを目指すなど、住宅関連分野における事業展開の検討を進めました。

◇基盤Ⅰ「DX」

デジタル技術が進展していくなかで、競争力を維持していくためにはお客さまへのサービスのデジタル化や、行内業務のデジタル化が不可欠であり、グループ横断的な取組みを強化しました。

(DX推進体制)

グループ全体のDX戦略を統括し、組織横断的にDXを推進するため、昨年4月に「デジタル戦略部」を新設しました。また、頭取を委員長とする「デジタル推進委員会」において、DXに関する諸課題や対応策についての議論を深掘りすることにより、スピード感をもって、DX関連施策を進めました。

(DX人材)

当行グループ全体でDX推進を担う人材を計画的に育成していくため、DX人材を「DX専門人材」「DXコア人材」「DXベース人材」の3つのレベルに分けて、それぞれに認定要件を設定した「DX認定制度」を導入しています。行内外の育成プログラムによりDXに関する専門スキルを高める「DXトレーニー」を継続的に実施することにより、DX人材の育成に努めました。

(業務効率化)

DXを活用し、業務フローの見直しやRPAによる業務の自動化により、業務量の削減にも積極的に取り組んだほか、「投信タブレット約定システム」に投資信託申込手続きのペーパーレス・印鑑レスを実現した機能を追加するなど、業務のデジタル化への取組みも強化しました。

◇基盤Ⅱ「GX」

2030年度までにカーボンニュートラル達成を目指すことを目標に掲げ、グループ一体となって「脱炭素社会」の実現に向けた取組みを進めています。昨年4月に当行全額出資により、「ひまわりグリーンエネルギー株式会社」を設立し、再生可能エネルギーを活用した電力事業を当行グループ自らが主体的に行うことにより、再生可能エネルギーの普及とエネルギーの地産地消を促進しました。

また、CO₂の排出に繋がる電気やガソリン等の使用量を入力するだけで、会社全体や事業所ごとのCO₂排出量が自動で可視化され、排出量の推移や排出源の分析が可能となる「CO₂排出量測定ツール(C-checker)」の取扱いを開始したほか、「ちばぎんSDGsリーダーズローン」を中心としたサステナブルファイナンスへの取組みなど、お客さまのサステナブル経営や脱炭素化に向けた支援にも注力しました。

◇基盤Ⅲ「アライアンス」

既存概念に捉われることなく、他行や異業種との連携を進めることにより、経営の効率化を実現するとともに、新たなサービスや事業の創出を進めました。

(TSUBASAアライアンス)

広域かつ大規模な連携によるスケールメリットを活かしたさまざまなトップライン向上施策やコスト削減施策に取り組みました。昨年11月にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策を強化するため、第四北越銀行、中国銀行及び株式会社野村総合研究所とともに、共同運営を行う合弁会社「TSUBASA-AMLセンター株式会社」を設立しました。また、今年3月には効率的なシステム運用・業務プロセスの実現や、お客さま向けサービスの高度化等を目的として、TSUBASAアライアンス及びじゅうだん会の参加全15行の同意に基づき、八十二銀行と「TSUBASA・じゅうだん会共同研究会」を立ち上げました。

(千葉・武蔵野アライアンス)

「千葉・武蔵野アライアンス新5か年計画」に基づき、デジタル領域における協業やバックオフィス業務の共同化・共通化領域の拡大に加え、人材交流の拡大やビジネスマッチング、共同セミナーなどを積極的に行いました。

(千葉・横浜パートナーシップ)

トップ地銀同士のノウハウを共有しながら、高度なファイナンスでの連携をさらに強化したほか、CYPファンドを通じたお客さま支援や相互顧客紹介などにも注力しました。

(ソニー銀行)

デジタル分野を中心として、住宅ローンや外貨両替などの分野でも連携を強化することにより、お客さまへの付加価値の高いサービスの提供に努めました。

(オニオン新聞社)

異業種連携においては、株式会社オニオン新聞社の株式の20%を取得し、銀行業高度化等会社として関連会社化することにより、広告・デジタルマーケティングや、地域活性化に向けた取組みの高度化を図りました。

◇基盤Ⅳ「人的資本」

高度な戦略を実現するためには、「人材」が最も重要な経営資本として捉えており、人的投資に積極的に取り組み、個人の能力を最大限に発揮できる環境整備に努めました。

さまざまな分野の外部企業へ積極的にトレーニーを派遣することや、昨年4月から開校した企業内大学「ちばぎんアカデミー」を活用することなどにより人材育成の取組みを一層強化しました。また、働く職員にとって、より魅力のある人事制度を実現するため、専門職コースやグループ会社からの転籍制度の新設、55歳以降における処遇改善・登用拡大に向けた準備を進めました。

さらに、職員一人ひとりの働きに報いるため、ベースアップを含めた賃上げに積極的に取り組むとともに、優秀な人材確保のための初任給引き上げも行いました。このほか、グループの新卒採用及びキャリア採用ともに銀行本体で一括して対応するとともに、グループ間の人材交流を積極的に行うことにより、グループ全体のリソースの最適化に向けた取組みにも努めました。

エンゲージメントサーベイや各種アンケートを実施するなど「職員の声」を吸収する取組みや、すべての職員の多様性を受入れ、ダイバーシティ&インクルージョンへの対応を一層強化することにより、職員が常にいきいきと働き続けられる職場環境を実現しました。

◇基盤Ⅴ「グループ・ガバナンス」

社外取締役3名を含む9名の取締役からなる取締役会が経営方針やその他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行の監督を適切に行いました。また、取締役会実効性評価を踏まえ、重要な議案の審議に十分な時間を割き議論の活性化を図ったほか、取締役会の終了後、定期的の中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションを実施するなど取締役会の運営の高度化に努めました。さらに、グループ・ガバナンスの強化を図るため、「指名・報酬・経営諮問委員会」の審議事項に、取締役会議長・グループ会社社長の選解任に関する事項を追加したほか、2024年度から取締役会議長を社外取締役とすることを決議しました。

グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサーを所管分野の責任者として配置し、業務執行状況や課題認識に関して取締役会で報告することにより、グループを統合的に管理しました。また、「グループ会社管理規程」に基づき、各社を所管する担当役員の配置や監査役の派遣、当行監査部による監査の実施等に加え、グループ会社「事前協議・報告制度」に基づき、重要な業務執行等について、当行へ協議・報告を行うことなどによりグループ・ガバナンスの強化を図りました。

グループ一体経営やグループ・ガバナンスの高度化を実現するため、営業面・管理面など執行全般を統括する「グループ戦略部」を新設したほか、責任の明確化の観点より各社の業務所管部を1社1部に定め、これまでのリスクに対する横断的な管理のみならず最適な経営資源配分を実現するため、グループ管理部署を新たに設置しました。

このほか、株主の皆さまとの建設的な対話に向け、IR活動などを通じて積極的な情報開示に努めました。

80周年記念事業への取組み

当行が創立80周年を迎えたことを記念し、お客さまと地域の皆さまに日ごろの感謝の気持ちをお伝えするため、地域社会への貢献を中心としたさまざまな記念事業を実施しました。

◇デジタルアート展の開催

ちばぎんひまわりギャラリーにおいて、千葉市美術館が所蔵する貴重な浮世絵を高精細にデジタル化することにより、実物が持つ質感や凹凸、当時の技巧を地域の方々にご鑑賞、お楽しみいただくため、『デジタルアート展～Digital×浮世絵～』を開催しました。

◇国道上部空間の整備及びマルシェの開催

昨年5月に国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所及び千葉市と締結した「国道357号におけるにぎわい創出に向けた包括連携協定」に基づき、ちばぎん本店ビルから千葉市役所にかけて隣接する国道上部空間に、花壇を備え付けたサークルベンチやウッドデッキを配置したほか、地面の一部に遮熱性の塗装を施しました。また、地域のにぎわいを創出するため、さまざまなジャンルのキッチンカーなどが出店するマルシェを開催しました。

◇金融資料室およびコワーキングスペースのオープン

金融や千葉県の歴史等に関する情報発信を行うとともに、金融教育の場としてご活用いただくため、「ちばぎん金融資料室（愛称：FinTERRACE）」をちばぎん本店ビル2階にリニューアルオープンしました。

また、ベンチャー事業者の活動拠点や、地元企業を含めた事業者間の交流により新たなビジネスを創出する場としてご活用いただくため、「ちばぎんコワーキングスペース（愛称：PORT）」を併設しました。

◇「千葉銀行80年史」特設サイトの公開

当行グループの直近10年の歴史に焦点を当てつつ、昭和・平成・令和とつながる創立からの歩みを振り返るとともに、初代から第3代（現本店）までの本店画像を収めた「本店アルバム」等のスペシャルコンテンツも収録するなど、当行グループに対して多くの方々にご関心をもっていただくため、「千葉銀行80年史」特設サイトを公開しました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

預金等 ▶ 預金につきましては、個人預金が前期末比2,923億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比5,271億円増加し、15兆9,516億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比475億円増加し、4,234億円となりました。

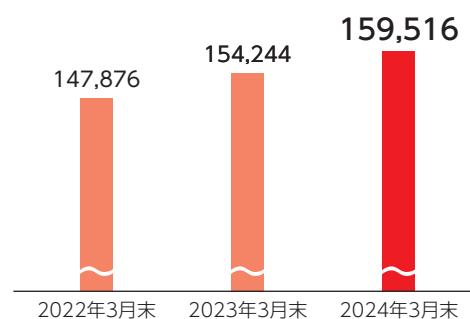
貸出金 ▶ 貸出金につきましては、お客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしたことから、期末残高は前期末比6,143億円増加し、12兆7,680億円となりました。

特定取引 ▶ 特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比1,351億円減少し、265億円、また特定取引負債は、前期末比28億円増加し、214億円となりました。

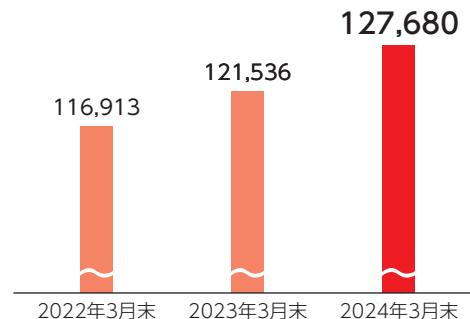
有価証券 ▶ 有価証券につきましては、期末残高は前期末比3,224億円増加し、2兆8,768億円となりました。

損益状況 ▶ 損益につきましては、預金及び貸出金の増加などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は860億81百万円、当期純利益は605億71百万円となりました。また、連結の経常利益は902億62百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は624億40百万円となりました。

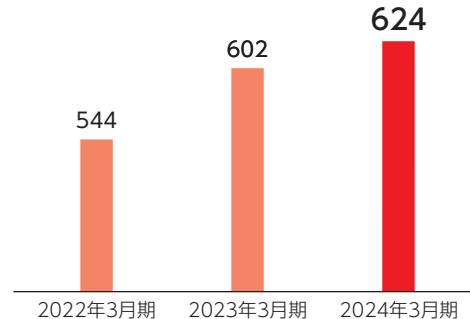
■ 預金の状況 (単位：億円)



■ 貸出金の状況 (単位：億円)



■ 当期純利益の状況 (連結) (単位：億円)



店舗 ▶ 当期末の営業所数は、本店のほか166支店（うち仮想店舗3か店）、12出張所、5特別出張所の合計184か店、店舗外現金自動設備は50,916か所（うち自行の店舗外現金自動設備は246か所、セブン銀行との提携による共同ATMは25,505か所、イーネットとの提携による共同ATMは11,624か所、ローソン銀行との提携による共同ATMは13,541か所）となりました。このほかでは、両替出張所3か所、海外駐在員事務所3か所となっております。

④ 当行の対処すべき課題

◇ 行政処分等への対応・再発防止に向けた取組み

お客さまに安心して当行とお取引いただけるよう、引き続き、業務改善報告書に基づく業務改善・再発防止に向けた取組み※を継続していくとともに、パーパス・ビジョンの浸透を通じた「お客さま本位」の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を徹底してまいります。

当行は、パーパス・ビジョンをすべての行動の判断軸とし、企業文化として定着させていくため、新たに「三つの誓い」を制定しました。この「三つの誓い」とは、お客さまへの提案や業務上の判断を行う場合に必ず立ち止まって、その提案や判断が「お客さまの思いの実現につながるのか」「お客さまの課題の解決につながるのか」「お客さまの豊かなライフスタイルの実現につながるのか」を考えるとということです。



また、2023年6月23日に関東財務局より受けた行政処分（業務改善命令）を風化させないため、毎月23日を「FDの日」と決めました。「FDの日」には、頭取をはじめとする経営陣からのメッセージ動画を配信するなど、役職員一人ひとりが行政処分の重さを心に刻み、二度と同じ事態を繰り返さないことを誓う振り返りの機会としています。

当行グループは、不断の風化防止に努めるとともに、役職員一丸となって、再びお客さまや地域社会から信頼される金融機関グループとなることを目指してまいります。

※取組みの進捗状況については、P7「関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組み」をご参照ください。

◇中期経営計画への取組み

デジタル化の進展や少子高齢化、気候変動問題への意識の高まりなどによる長期的な社会構造の変化が進んでいることに加え、足元では、原材料の価格高騰や人手不足の深刻化により地域のお客さまを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。また、これまで長らく続いてきた金融緩和の方針が大きく見直され、「金利のある世界」が到来するなど、お客さまのみならず当行グループにとっても大きな転換期を迎えています。

こうした環境のなか、お客さまのニーズも多様化しており、それに対応する地域金融機関の果たすべき社会的使命はこれまで以上に大きくなっていると認識しています。

当行グループはこのような社会的使命をしっかりと果たしていくため、第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～」で掲げる3つの基本方針「最高の顧客体験の創造」「既存事業の質の向上」「新たな価値の提供」に加え、それを支える5つの価値創出の基盤「DX」「GX」「アライアンス」「人的資本」「グループ・ガバナンス」への取組みを一層強化してまいります。なかでも、金利環境の変化を踏まえたお客さま対応や適切な金利運営、新たな事業領域への挑戦、高度な戦略を実現するための人材の確保・育成については、優先課題として取り組んでまいります。

今後も、お客さま、株主の皆さま、職員など、当行グループに関わるすべてのステークホルダーの思いを実現できる地域社会を築いていくため、地域とともに成長し続ける銀行グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	14,104,504	14,787,688	15,424,491	15,951,614
定期性預金	3,444,087	3,415,830	3,466,664	3,350,125
その他	10,660,417	11,371,857	11,957,826	12,601,488
社 債	83,160	103,331	110,038	120,792
貸 出 金	11,206,449	11,691,342	12,153,618	12,768,009
個人向け	3,899,060	3,997,946	4,089,597	4,213,987
中小企業向け	5,200,709	5,452,736	5,781,563	6,115,109
その他	2,106,679	2,240,659	2,282,456	2,438,911
特定取引資産 (トレーディング資産)	157,387	137,929	161,660	26,519
特定取引負債 (トレーディング負債)	16,792	10,448	18,618	21,450
有 価 証 券	2,380,625	2,463,245	2,554,340	2,876,803
国 債	187,008	163,323	284,858	420,373
その他	2,193,616	2,299,922	2,269,482	2,456,429
総 資 産	17,795,820	19,011,209	19,690,575	21,227,274
内 国 為 替 取 扱 高	71,610,148	77,185,964	79,589,527	81,004,571
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 4,767	百万ドル 5,295	百万ドル 5,912	百万ドル 5,194
経 常 利 益	64,237	73,650	81,753	86,081
当 期 純 利 益	45,698	52,328	58,127	60,571
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	61円51銭	70円55銭	79円58銭	83円94銭
信 託 財 産	3,898	9,044	13,577	15,688
信 託 報 酬	23	115	122	93

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	232,940	236,092	278,377	310,742
経常利益	71,819	78,827	86,983	90,262
親会社株主に帰属する当期純利益	49,641	54,498	60,276	62,440
純資産額	1,041,756	1,059,091	1,061,115	1,181,503
総資産	17,898,168	19,104,764	19,787,882	21,323,895

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,982人
平均年齢	39年5月
平均勤続年数	15年7月
平均給与月額	446千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、執行役員12人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4. 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当年度末	
			店	うち出張所
千	葉	県	158	(17)
東	京	都	15	(—)
埼	玉	県	3	(—)
茨	城	県	4	(—)
大	阪	府	1	(—)
国	内	計	181	(17)
米		州	1	(—)
欧		州	1	(—)
ア	ジ	ア	1	(—)
海	外	計	3	(—)
合		計	184	(17)

(注) 上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

		当年度末
両	替出張所 (成田空港)	3か所
海	外駐在員事務所	3か所
店	舗外現金自動設備	50,916か所

ロ. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
水戸支店	茨城県水戸市南町三丁目4番14号
浜松町支店	東京都港区浜松町一丁目30番5号

(注) 2023年11月の水戸支店新設に伴い、つくば支店水戸法人営業所出張所、2023年12月の浜松町支店新設に伴い、秋葉原支店浜松町法人営業所出張所を廃止いたしました。
このほかに、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○店舗外現金自動設備の新設	
当行A T M	1か所
セブン銀行との提携による共同A T M	1,197か所
イーネットとの提携による共同A T M	143か所
ローソン銀行との提携による共同A T M	321か所
○店舗外現金自動設備の廃止	
当行A T M	6か所
セブン銀行との提携による共同A T M	681か所
イーネットとの提携による共同A T M	535か所
ローソン銀行との提携による共同A T M	247か所

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 武蔵野銀行	武蔵野銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 武蔵野銀行

5. 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	7,448
---------	-------

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ エ ア	3,852
事 務 機 器	1,424
営 業 店 施 設	1,012

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 総 武	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	千葉銀行用店舗・厚生 施設の賃貸、保守、管 理及び調度品・消耗品 等の調達、販売業務	百万円 20	% 100.00	—
ちばぎんキャリア サービス株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	経理総務関連業務、 職業紹介業務	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	債権管理回収業務	500	100.00	—
ちばぎんハートフル 株 式 会 社	千葉県美浜区真砂 四丁目1番10号	千葉銀行の事務代行 業務	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉市中央区中央 二丁目5番1号	証券業務	4,374	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉県稲毛区稲毛東 三丁目17番5号	住宅ローン等に係る信 用保証業務	54	45.63	—
ちばぎんジェーシー ビーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬 二丁目6番地1	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	49.00	—
ちばぎんカード 株 式 会 社	千葉県美浜区中瀬 二丁目6番地1	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	28.00	—
ちばぎんリース 株 式 会 社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	リース業務	100	49.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記9社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は6社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、農林中央金庫、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他13社、合計63社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
11. 株式会社武蔵野銀行との間で、業務及び資本の提携に関して「包括提携契約書」（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
12. 株式会社横浜銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結しております。
13. ソニー銀行株式会社との間で、業務提携に関する「基本合意書」を締結しております。

7. 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8. その他銀行の現況に関する重要な事項

関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況については、P7「関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組み」をご参照ください。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐久間 英 利	取締役会長（代表取締役）		
米 本 努	取締役頭取（代表取締役・グループCEO） 監査部、経営改善室 担当		
山 崎 清 美	取締役専務執行役員（グループCBO） 営業本部長 営業統括部、営業企画部、法人営業部、 経営承継コンサルティング部、地方創生 部、信託コンサルティング部、ローン営 業部、資産運用コンサルティング部、カ ード事業部、市場営業部、市場業務部 担当		
淡 路 睦	取締役専務執行役員（グループCSO・ グループCDO） 経営企画部、グループ戦略部、デジタル 戦略部、広報部、経営管理部 担当		
牧之瀬 孝	取締役常務執行役員（グループCHRO） 人材育成部、ダイバーシティ推進部、秘 書室 担当		
小 野 雅 康	取締役常務執行役員（グループCRO） 管理本部長 コンプライアンス・リスク統括部 担当		
田 島 優 子	取締役（社外取締役）	株式会社九州フィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員） 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	
高 山 靖 子	取締役（社外取締役）	横河電機株式会社監査役（社外監査役） コスモエネルギーホールディングス株式 会社社外取締役（監査等委員）	
木 内 登 英	取締役（社外取締役）		

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
福尾博永	常勤監査役		
菊地和博	常勤監査役（社外監査役）		
高橋経一	常勤監査役（社外監査役）		
斎藤千草	監査役		
高橋渡	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 2023年6月28日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、取締役専務執行役員篠崎忠義、取締役常務執行役員高津典生、監査役飯嶋大三、監査役片山雄一は辞任しております。
2. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役田島優子、高山靖子、木内登英及び監査役菊地和博、高橋経一、高橋渡を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。
(年度末現在)

氏名	地位及び担当
麻生博章	常務執行役員 県内営業担当 営業統括部、営業企画部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、地方創生部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部 担当
小高信和	常務執行役員 市場営業担当 市場営業部、市場業務部 担当
俣木洋一	常務執行役員 本店営業部長 兼 本店営業部幸町特別出張所長
西村祐介	常務執行役員 東京営業部長
泉京太	常務執行役員 審査担当 企業サポート部、ローンサポート部 担当

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
田中一成	常務執行役員(グループC10) 事務企画部、システム部、業務集中部、事務サービス部 担当
三上幸男	常務執行役員 県外営業担当 営業統括部、営業企画部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、地方創生部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部 担当
中村旬治	執行役員 船橋支店長
杉原正幸	執行役員 中央支店長 兼 京成駅前支店長
小高栄二	執行役員 地方創生部長
宮内政樹	執行役員 ローン営業部長
長岡明大	執行役員 営業統括部長
今井敦司	執行役員 人材育成部長
江下亮	執行役員(グループ副CSO) 経営企画部、グループ戦略部 担当
柴田秀樹	執行役員 デジタル戦略部長
伊藤信一	執行役員 資産運用コンサルティング部長

(注) 常務執行役員麻生博章、西村祐介、執行役員中村旬治、小高栄二は2024年3月29日をもって辞任しております。

2. 会社役員に対する報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年4月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬・経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬・経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主との一層の価値共有による経営意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：非金銭報酬等＝75：5：20とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任を受け評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会でその審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

2 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	賞与	非金銭報酬等
			(非業績連動)	(業績連動)	(非業績連動)
取 締 役	11人	377	283	18	75
監 査 役	7人	105	105	—	—
計	18人	483	388	18	75

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2023年6月28日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役2名及び監査役2名を含んでおります。
3. 業績連動報酬として、社外取締役を除く取締役に対して、賞与を支給することとしております。賞与は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給します。なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は624億円となりました。
4. 非金銭報酬等は、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式を交付することとしております。譲渡制限付株式の割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、株式報酬の額として年額140百万円以内、発行又は処分される当行の普通株式の総数は年500,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役は3名）です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は5名です。なお、当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。
7. 取締役会は、取締役頭取（代表取締役・グループCEO）米本努に対し各取締役の基本報酬、賞与及び非金銭報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当行全体の業績等を勘案して各取締役の評価を行うには代表取締役頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬・経営諮問委員会がその妥当性について確認しております。

3. 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
田島優子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
高山靖子	
木内登英	
菊地和博	
高橋経一	
高橋渡	

4. 補償契約

該当事項はありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間において、当行の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事項があります。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
田島優子	株式会社九州フィナンシャルグループ 取締役監査等委員（社外取締役）	開示すべき関係はありません。
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	当行と同社グループは相互に資本出資があるほか、通常の営業取引関係にあります。
高山靖子	横河電機株式会社 監査役（社外監査役）	開示すべき関係はありません。
	コスモエネルギーホールディングス 株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。

(注) 上記の資本出資につきましては、全て議決権保有割合1%未満であります。

2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
田島優子	8年9か月	当期開催の取締役会17回中16回に出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、「お客さま本位」の業務運営に関する発言を行ったほか、女性活躍推進に関する幅広い知見を基に適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
高山靖子	8年9か月	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、サステナビリティ経営に関する幅広い知見を基に適宜発言を行ったほか、指名・報酬・経営諮問委員会では、コーポレート・ガバナンスに関する観点から、適切な意見を表明しております。
木内登英	3年9か月	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	金融経済及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、エコノミストとしての幅広い知見を基に、日本経済の動向等について適宜発言を行ったほか、それを踏まえた営業戦略に関する適切な意見を表明しております。
菊地和博	2年9か月	当期開催の取締役会17回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高橋経一	2年9か月	当期開催の取締役会17回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高橋渡	2年9か月	当期開催の取締役会17回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	千葉県行政に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第28条の規程に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が5回ありました。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	104	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数 2,500,000千株
発行済株式の総数 815,521千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当年度末株主数

37,278名

3. 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	千株 101,178	% 14.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	40,452	5.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	27,376	3.82
日本生命保険相互会社	26,870	3.75
第一生命保険株式会社	18,361	2.56
住友生命保険相互会社	18,302	2.55
明治安田生命保険相互会社	17,842	2.49
損害保険ジャパン株式会社	14,037	1.96
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	13,747	1.92
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	10,827	1.51

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(100,093千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数(人)	譲渡制限付株式数(株数)
取締役(社外取締役を除く)	6	795,589
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 上記株式の数には、株式報酬型ストック・オプション制度からの移行措置として2021年7月21日付で付与した譲渡制限付株式542,300株が含まれております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人	91	(注2) (注3) (注4)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三浦 昇		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮川 宏		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
なお、当該業務に係る報酬等は11百万円であります。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は121百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 補償契約

該当事項はありません。

4. 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。
- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

1. 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 「千葉銀行グループの企業行動指針」や「役職員行動指針」を含む「コンプライアンス規程」を定め、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。
ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。
ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。
- ② コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。
ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。
ヘ. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
ト. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にリスク管理に関する報告を受ける。
ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。

二. 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。

ロ. 取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。

ハ. 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。

二. 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。

5 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行グループ会社に対する管理方法等、グループ運営の基本的な枠組みを記載した「グループ会社管理規程」を定め、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣するなど、一体的な管理体制を整備する。

ロ. 各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。

ハ. 各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い当行グループの経営課題について情報を共有化する。

二. 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。

ホ. 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。

ロ. 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。

ハ. 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

ロ. 前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。

ロ. 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

ハ. 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を公表しております。当行グループは、「グループチーフオフィサー（CxO）制」を導入しており、グループCEOによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサーを配置することでグループ統一的な経営管理体制を構築しております。「定時取締役会」を12回「臨時取締役会」を10回開催し、業績計画、人材戦略など重要な業務執行の決定や中期経営計画の進捗状況、業務改善計画実施状況報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。また、取締役会の運営においては、取締役会実効性評価を踏まえ、重要な議案の審議に十分な時間を割き議論の活性化を図ったほか、取締役会の終了後、定期的な中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションを実施しました。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計47回開催し、取締役の職務の執行に関する事項等を幅広く協議しております。なお、業務改善命令を受けたことを踏まえ、グループ・ガバナンスの強化を図るため、「指名・報酬・経営諮問委員会」の審議事項に、取締役会議長・グループ会社社長の選解任に関する事項を追加したほか、2024年度から取締役会議長を社外取締役とすることを決議しました。（基本方針①、②、③、④）

② コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で年度毎に策定、「コンプライアンス委員会」を12回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ローダリング、テロ資金供与、拡散金融及びその他経済制裁違反防止対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告しました。また、「ちばぎんグループコンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、グループ内外に設置している内部通報窓口の態勢整備を行い、通報者等への不利益な取扱いの禁止について継続的に周知するなど、通報者保護ルールを適切に運用しております。なお、業務改善命令への改善策は、パーパス・ビジョンをしっかりと組織に浸透・定着させることが全ての問題点に共通すると捉え、監査において組織横断的に浸透・定着しているかを検証しているほか、監査部の活動状況について半期毎に経営会議、取締役会へ報告を開始し、コンプライアンスに関する監査を強化しました。（基本方針①イ～ホ、ト）

③ リスク管理体制

当行グループは、足下のリスク認識を踏まえ、「リスクマップ」等を毎年見直しトップリスクの選定を行っております。2023年度は10のトップリスクを選定し、各トップリスクについて、主管部署の担当役員がリスクオーナーとなり、アラームポイントの設定やアクションプランの作成を行い、適切に管理しました。また、「ALM委員会」を12回、「信用リスク管理委員会」を4回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を2回開催し、リスク毎の対応方針を協議したほか、半期毎に「統合リスク管理の状況」「市場・流動性リスクの状況」「信用リスクの状況」等を取締役会へ報告しました。被監査部門から独立した監査部が、本部、営業店及び子会社等の内部監査を実施し、内部監査結果、指摘事項等を毎月「内部監査委員会」及び取締役会へ報告しているほか、監査部長は経営会議やその他の重要な委員会等にオブザーバー参加し、リスク管理に関する情報を収集し監査計画に反映するよう実効的な監査を実施しております。その他、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、及びサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的に取り締役会へ報告するとともに、危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施したほか、休日にATM全面障害が発生した場合に備えた初動にかかる通信訓練、大型台風襲来時を想定した風水害訓練を行いました。(基本方針③イ、ロ、二)

④ 当行グループにおける業務の適正の確保

グループチーフオフィサー（CxO）を所管分野の責任者として配置することで、グループ統一的な経営管理体制としております。「グループ会社管理規程」に基づき、各社を所管する担当役員の配置や監査役の派遣、当行監査部による監査の実施等に加え、グループ会社「事前協議・報告制度」に基づき、重要な業務執行等について、当行へ協議・報告を行うことなどにより、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。各社の経営状況や諸課題を把握することを目的として「グループ統括委員会」を、銀行・グループ間のさらなる連携による相乗効果を発揮することを目的として「グループ推進会議」をそれぞれ2回開催しました。また、グループ一体経営やグループ・ガバナンスの高度化を実現するため、営業面・管理面など執行全般を統括する「グループ戦略部」を設置したほか、責任の明確化の観点より各社の業務所管部を1社1部に定め、これまでのリスクに対する横断的な管理のみならず最適な経営資源配分を実現するため、グループ管理部署を新たに設置しました。業務改善命令を踏まえ、グループ・ガバナンスの強化を図るため、CxOによる業務執行状況や課題認識に関して取締役会で報告したほか、当行の常勤監査役がグループ会社の役員に加え職員とも面談をするなど、一体的な管理を強化しました。また、当行と同様に業務改善命令を受けたちばざん証券監査部による監査結果について、当行の取締役会で報告したほか、一部の当行の監査部員をちばざん証券監査部兼務とし、態勢整備に直接関与することとしました。(基本方針⑤)

⑤ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の機関設計を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長との面談の実施に加え、グループ会社役職員との面談やグループ監査役会議の頻度を上げることなどを通じ、グループ・ガバナンスの視点からも、客観的・合理的な監査を実施しました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、「内部監査委員会」にて監査部より監査結果等について毎月直接報告を受ける仕組みの構

築、三様監査連絡会等の開催などによる緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、業務執行者から独立した監査役室を設置し、監査役室長がこれらの役割を担い、監査役への迅速な報告、連絡及び緊密な連携を行っております。(基本方針①へ、③八、⑥、⑦、⑧)

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

1. 責任限定契約

該当事項はありません。

2. 補償契約

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

計算書類等

第118期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	4,685,342
現金	88,023
預け金	4,597,319
コールローン	391,822
債券貸借取引支払保証金	1,950
買入金銭債権	18,007
特定取引資産	26,519
商品有価証券	4,171
特定金融派生商品	22,115
その他の特定取引資産	232
金銭の信託	2,103
有価証券	2,876,803
国債	420,373
地方債	265,529
社債	472,485
株式	337,234
その他の証券	1,381,180
貸出金	12,768,009
割引手形	8,760
手形貸付	170,313
証書貸付	11,546,883
当座貸越	1,042,051
外国為替	6,084
外国他店預け	4,209
買入外国為替	268
取立外国為替	1,607
その他資産	296,726
前払費用	729
未収収益	17,808
先物取引差入証拠金	7,281
先物取引差金勘定	1
金融派生商品	100,369
金融商品等差入担保金	128,021
その他の資産	42,515
有形固定資産	116,991
建物	50,403
土地	59,194
建設仮勘定	2,004
その他の有形固定資産	5,389
無形固定資産	14,379
ソフトウェア	10,411
その他の無形固定資産	3,968
前払年金費用	21,889
支払承諾見返	25,345
貸倒引当金	△24,702
資産の部合計	21,227,274

科 目	金 額
負債の部	
預金	15,951,614
当座預金	336,983
普通預金	11,678,935
貯蓄預金	310,868
通知預金	5,933
定期預金	3,350,125
その他の預金	268,768
譲渡性預金	439,526
コールマネー	1,499,383
売現先勘定	44,481
債券貸借取引受入担保金	203,429
特定取引負債	21,450
売付商品債券	1,954
商品有価証券派生商品	0
特定金融派生商品	19,495
借入金	1,505,734
借入金	1,505,734
外国為替	1,171
売渡外国為替	165
未払外国為替	1,006
社債	120,792
信託勘定借	15,564
その他負債	247,446
未決済為替借	22
未払法人税等	13,247
未払費用	15,698
前受収益	2,981
金融派生商品	118,464
金融商品等受入担保金	47,293
資産除去債務	0
その他の負債	49,737
睡眠預金払戻損失引当金	637
ポイント引当金	732
繰延税金負債	51,428
再評価に係る繰延税金負債	10,401
支払承諾	25,345
負債の部合計	20,139,139
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,185
資本準備金	122,134
その他資本剰余金	50
利益剰余金	725,618
利益準備金	50,930
その他利益剰余金	674,688
固定資産圧縮積立金	351
別途積立金	610,971
繰越利益剰余金	63,365
自己株式	△72,800
株主資本合計	920,072
その他有価証券評価差額金	141,853
繰延ヘッジ損益	16,279
土地再評価差額金	9,929
評価・換算差額等合計	168,062
純資産の部合計	1,088,134
負債及び純資産の部合計	21,227,274

第118期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		277,781
資金運用収益	202,546	
貸出金利息	131,662	
有価証券利息配当金	53,101	
コールローン利息	8,859	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	1	
預け金利息	4,326	
その他の受入利息	4,592	
信託報酬	93	
役務取引等収益	53,478	
受入為替手数料	6,797	
その他の役務収益	46,681	
特定取引収益	1,128	
商品有価証券収益	269	
特定金融派生商品収益	801	
その他の特定取引収益	57	
その他業務収益	7,228	
外国為替売買益	4,571	
国債等債券売却益	1,016	
金融派生商品収益	1,465	
その他の業務収益	175	
その他経常収益	13,305	
貸倒引当金戻入益	397	
償却債権取立益	1,551	
株式等売却益	10,466	
金銭の信託運用益	105	
その他の経常収益	784	
経常費用		191,699
資金調達費用	65,872	
預金利息	20,518	
譲渡性預金利息	8,631	
コールマネー利息	393	
売現先利息	2,331	
債券貸借取引支払利息	10,304	
借入金利息	2,980	
社債利息	2,121	
金利スワップ支払利息	11,383	
その他の支払利息	7,207	
役務取引等費用	23,521	
支払為替手数料	881	
その他の役務費用	22,640	
その他業務費用	6,870	
国債等債券売却損	6,250	
国債等債券償却	620	
営業経費	85,754	
その他経常費用	9,679	
貸出金償却	7,127	
株式等売却損	1,114	
株式等償却	1	
その他の経常費用	1,436	
経常利益		86,081

■ 招集ご通知

■ 事業報告

■ 計算書類等

■ 株主総会参考書類

第118期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特別利益		6
固定資産処分益	6	
特別損失		304
固定資産処分損	178	
減損損失	125	
税引前当期純利益		85,783
法人税、住民税及び事業税	25,858	
法人税等調整額	△646	
法人税等合計		25,212
当期純利益		60,571

第118期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	4,689,382
コールローン及び買入手形	391,822
債券貸借取引支払保証金	1,950
買入金銭債権	23,121
特定取引資産	27,426
金銭の信託	10,903
有価証券	2,906,067
貸出金	12,721,829
外国為替	6,084
その他資産	378,746
有形固定資産	123,612
建物	53,031
土地	62,184
建設仮勘定	2,004
その他の有形固定資産	6,392
無形固定資産	14,633
ソフトウェア	10,668
その他の無形固定資産	3,964
退職給付に係る資産	28,707
繰延税金資産	3,128
支払承諾見返	27,565
貸倒引当金	△31,087
資産の部合計	21,323,895

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
預金	15,927,766
譲渡性預金	379,526
コールマネー及び売渡手形	1,499,383
売現先勘定	44,481
債券貸借取引受入担保金	203,429
特定取引負債	21,450
借入金	1,523,260
外国為替	1,171
社債	120,792
信託勘定借	15,564
その他負債	305,193
退職給付に係る負債	688
役員退職慰労引当金	192
睡眠預金払戻損失引当金	637
ポイント引当金	790
特別法上の引当金	24
繰延税金負債	60,070
再評価に係る繰延税金負債	10,401
支払承諾	27,565
負債の部合計	20,142,392
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,185
利益剰余金	796,209
自己株式	△72,800
株主資本合計	990,662
その他有価証券評価差額金	159,893
繰延ヘッジ損益	16,279
土地再評価差額金	9,929
退職給付に係る調整累計額	4,738
その他の包括利益累計額合計	190,840
純資産の部合計	1,181,503
負債及び純資産の部合計	21,323,895

第118期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		310,742
資金運用収益	198,583	
貸出金利息	131,529	
有価証券利息配当金	49,166	
コールローン利息及び買入手形利息	8,859	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	1	
預け金利息	4,366	
その他の受入利息	4,659	
信託報酬	93	
役務取引等収益	63,127	
特定取引収益	1,438	
その他業務収益	7,239	
その他経常収益	40,260	
償却債権取立益	1,576	
その他の経常収益	38,684	
経常費用		220,480
資金調達費用	65,937	
預金利息	20,518	
譲渡性預金利息	8,630	
コールマネー利息及び売渡手形利息	393	
売現先利息	2,331	
債券貸借取引支払利息	10,304	
借用金利息	3,035	
社債利息	2,121	
その他の支払利息	18,601	
役務取引等費用	22,262	
その他業務費用	6,870	
営業経費	92,225	
その他経常費用	33,184	
貸倒引当金繰入額	231	
その他の経常費用	32,952	
経常利益		90,262
特別利益		958
固定資産処分益	958	
特別損失		552
固定資産処分損	192	
減損損失	359	
税金等調整前当期純利益		90,668
法人税、住民税及び事業税	28,847	
法人税等調整額	△619	
法人税等合計		28,227
当期純利益		62,440
親会社株主に帰属する当期純利益		62,440

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社千葉銀行
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 尾 礎 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 尾 礎 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当行及びちばぎん証券株式会社は、仕組債の勧誘販売に関し、関東財務局より行政処分（業務改善命令）を受けたことから、2023年7月24日付で関東財務局に業務改善報告書を提出し、その改善・再発防止に向けた取組みを行っております。監査役会は、その取組状況について、引き続き注意深く監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社 千葉銀行 監査役会

常勤監査役	福	尾	博	永	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	菊	地	和	博	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	高	橋	経	一	Ⓔ
監 査 役	斎	藤	千	草	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	高	橋		渡	Ⓔ

ご参考：政策保有株式に関する事項

1. 政策保有株式の保有に関する基本方針

当行では、政策保有株式については、地域金融機関として投資先との良好な関係の維持・進展を通じて、地域経済の発展並びに当行の企業価値向上に資する等、その保有意義が認められる場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先等との十分な対話を経たうえで、縮減を進めることを基本方針としております。

上場株式にかかる定量的な保有効果については、取引先等毎に預貸金からの収益や役員収益、配当収入から、株式に対するみなし引当や株式保有にかかる資本コストを控除し算出した指標を用いて判断しております。取締役会は、保有意義の妥当性について毎年個別銘柄毎に経済合理性や政策保有先の財務・業績内容を勘案した株式価値の将来の見通しを踏まえ、検証しております。

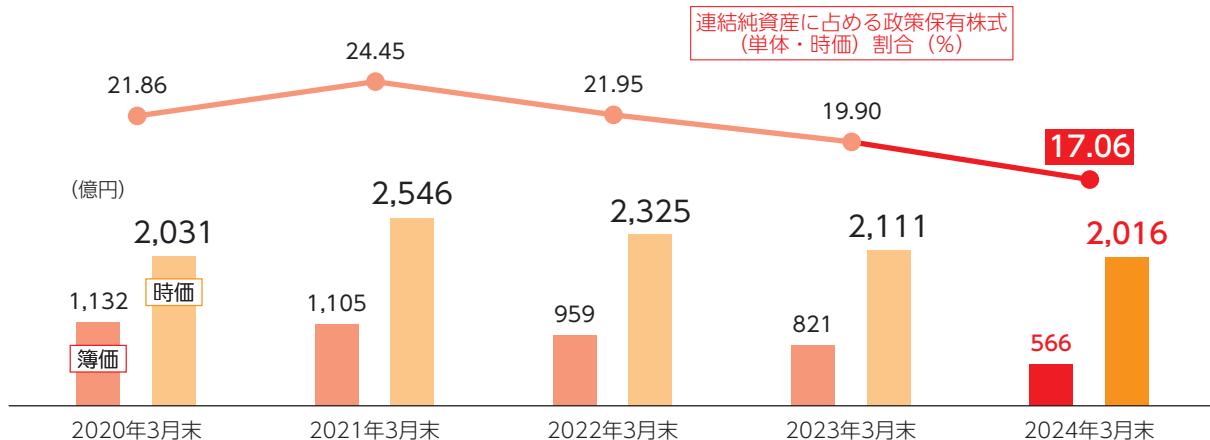
2. 政策保有目的で当社が保有する株式の銘柄数の推移

	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
保有株式銘柄数	313	306	285	265	241
うち上場株式	176	167	147	126	100
うち非上場株式	137	139	138	139	141

※直近5年間の当行（単体）の保有銘柄数の推移を示しております。

3. 政策保有目的で当社が保有する株式（単体）の貸借対照表計上額及び連結純資産に対する比率

2024年3月末時点で、政策保有目的で保有する株式の貸借対照表計上額（時価）は2,016億円となり、これは資本合計（連結純資産）の17.06%となります。



議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金 銭

- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金17円
総額12,162,268,452円
なお、昨年12月に中間配当金として15円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は1株につき32円となります。

- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

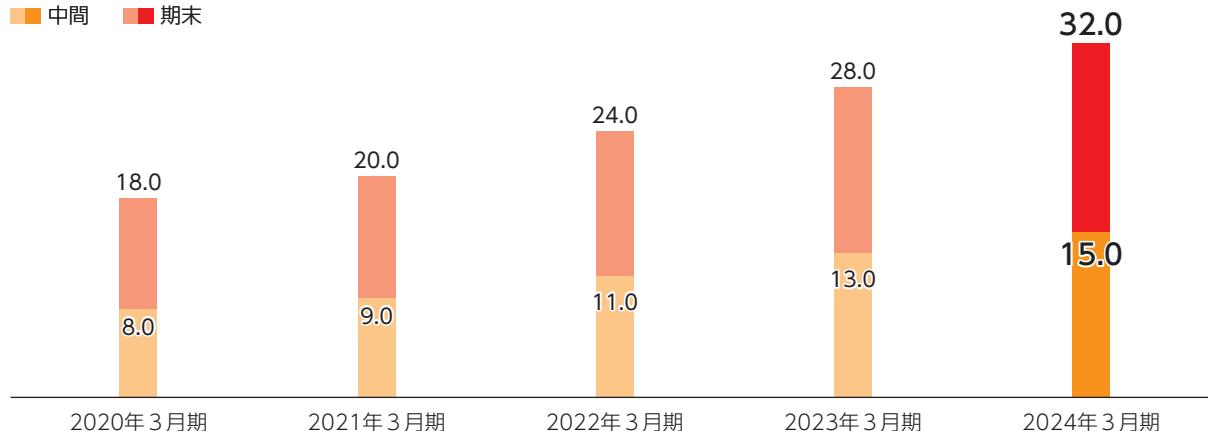
- 1 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金
35,000,000,000円

- 2 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金
35,000,000,000円

■ 配当額の推移

■ 中間 ■ 期末

(単位：円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの強化および経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第4章 取締役および取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役木内登英は本総会終結の時をもって任期が満了となります。

また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行の取締役の任期は2年から1年となり、取締役米本努、山崎清美、淡路睦、牧之瀬孝、小野雅康、佐久間英利、田島優子、高山靖子の8名は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	米本努 <small>よねもと つとむ</small>	再任 取締役頭取
2	山崎清美 <small>やまざき きよみ</small>	再任 取締役専務執行役員 兼営業本部長
3	淡路睦 <small>あわじ むつみ</small>	再任 取締役専務執行役員
4	牧之瀬孝 <small>まきのせ たかし</small>	再任 取締役常務執行役員
5	小野雅康 <small>おの まさ やす</small>	再任 取締役常務執行役員 兼管理本部長
6	田島優子 <small>たしま ゆうこ</small>	再任 社外 独立 取締役（社外取締役）
7	高山靖子 <small>たかやま やすこ</small>	再任 社外 独立 取締役（社外取締役）
8	木内登英 <small>きうち たか ひで</small>	再任 社外 独立 取締役（社外取締役）
9	吉澤亮二 <small>よしざわ りょうじ</small>	新任 社外 独立

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者



1964年7月9日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
198,223株

1 よねもと つとむ 米本 努

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2020年4月	同取締役専務執行役員 グループCSO（最高企画責任者）・グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）企画本部長
2014年6月	同経営企画部長	2021年4月	同取締役専務執行役員
2016年6月	同執行役員 営業支援部長	2021年6月	同取締役頭取（現任）
2017年6月	同取締役常務執行役員		
2018年6月	同取締役常務執行役員 グループCBO（最高営業責任者）営業本部長		
2019年6月	同取締役専務執行役員 グループCSO（最高企画責任者）企画本部長		

取締役候補者とした理由

2017年6月より取締役役に就任、2021年6月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。



1964年12月22日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
104,212株

2 やまざき きよみ 山崎 清美

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2020年6月	同常務執行役員 本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長
2014年6月	同佐倉支店長	2021年4月	同専務執行役員兼営業本部長 グループCBO（最高営業責任者）
2016年6月	同ローン営業部長	2021年6月	同取締役専務執行役員兼営業本部長 グループCBO（最高営業責任者）（現任）
2017年6月	同営業支援部長		
2018年6月	同執行役員 中央支店長兼京成駅前支店長		
2019年6月	同執行役員（国内営業担当）		

取締役候補者とした理由

営業支援部長、中央支店長兼京成駅前支店長、本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長等を歴任したほか、2021年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者いたしました。



1966年4月2日生 女性
■ 所有する当行の株式の数
 71,479株

3 あわ じ 淡路 むつみ 睦

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 1989年 4月 | 当行入行 | 2022年 4月 | 同取締役常務執行役員
グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）、グループCHRO（最高人事責任者） |
| 2016年 6月 | 同地方創生部副部長 | 2023年 4月 | 同取締役専務執行役員
グループCSO（最高企画責任者）、グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）（現任） |
| 2018年 6月 | 同地方創生部長 | | |
| 2019年 6月 | 同執行役員 地方創生部長 | | |
| 2020年 4月 | 同執行役員 法人営業部長 | | |
| 2021年 4月 | 同常務執行役員
グループCHRO（最高人事責任者） | | |
| 2021年 6月 | 同取締役常務執行役員
グループCHRO（最高人事責任者） | | |

取締役候補者とした理由

地方創生部長、法人営業部長等を歴任したほか、2021年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者といたしました。



1968年2月8日生 男性
■ 所有する当行の株式の数
 42,886株

4 まきのせ 牧之瀬 たかし 孝

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|-------------|----------|-----------------------------------------|
| 1990年 4月 | 当行入行 | 2023年 4月 | 同常務執行役員グループ
CHRO（最高人事責任者） |
| 2018年 6月 | 同経営企画部長 | 2023年 6月 | 同取締役常務執行役員グループ
CHRO（最高人事責任者）
（現任） |
| 2019年 4月 | 同香港支店長 | | |
| 2021年 4月 | 同執行役員人材育成部長 | | |

取締役候補者とした理由

経営企画部長、香港支店長、人材育成部長等を歴任したほか、2023年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者といたしました。



1967年2月22日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
44,500株

5 おのまさやす 小野 雅 康

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2023年4月	当行常務執行役員グループCRO（最高リスク管理責任者）
2018年12月	同コンプライアンス部長	2023年6月	同取締役常務執行役員グループCRO（最高リスク管理責任者）
2019年4月	同経営企画部長	2023年10月	同取締役常務執行役員兼管理本部長グループCRO（最高リスク管理責任者）（現任）
2019年6月	同執行役員 経営企画部長		
2020年10月	同執行役員 新事業担当		
2021年4月	同経営企画部兼人材育成部（地域商社事業統括）		
2021年5月	ちばぎん商店株式会社 取締役社長		

取締役候補者とした理由

コンプライアンス部長、経営企画部長、グループ子会社のちばぎん商店株式会社の取締役社長等を歴任したほか、2023年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者としていたしました。



1952年7月26日生 女性

■ 所有する当行の株式の数
0株

6 たしまゆうこ 田島 優 子

再任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	東京地方検察庁検事	2015年10月	株式会社九州フィナンシャルグループ 社外監査役
1992年4月	東京弁護士会弁護士登録 さわやか法律事務所 弁護士（現任）	2016年6月	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 社外監査役（現任）
2006年7月	明治安田生命保険相互会社 社外取締役	2021年6月	株式会社九州フィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2015年6月	当行社外取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田島優子氏は、弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社での社外役員のほか、金融庁金融審議会委員等の公職を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコンプライアンスや法務に関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。



1958年3月8日生 女性
 ■ 所有する当行の株式の数
 0株

7 たか やま やす こ 高山靖子

再任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月	株式会社資生堂入社	2015年 6月	日本曹達株式会社 社外取締役
2006年 4月	同お客さまセンター所長	2016年 6月	三菱商事株式会社 社外監査役
2008年10月	同コンシューマーリレーション部長	2017年 6月	横河電機株式会社 社外監査役(現任)
2009年 4月	同お客さま・社会リレーション部長	2019年 6月	コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)
2010年 4月	同CSR部長		
2011年 6月	同常勤監査役		
2015年 6月	同顧問		
2015年 6月	当行社外取締役(現任)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山靖子氏は、株式会社資生堂のお客さまサービス部門やCSR部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコーポレートガバナンスに関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者となりました。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。



1963年11月29日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
0株

8

き うち たか ひで
木内 登英

再任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社野村総合研究所入社	2012年 7月	日本銀行 政策委員会審議委員
2002年 6月	同経済研究部 日本経済研究室長	2017年 7月	株式会社野村総合研究所 エグゼクティブ・エコノミスト (現任)
2004年 6月	野村証券株式会社 金融経済研究所調査部次長 兼 日本経済調査課長	2020年 6月	当行社外取締役 (現任)
2007年 6月	同金融経済研究所 経済調査部長 兼 チーフエコノミスト		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木内登英氏は、株式会社野村総合研究所及び野村証券株式会社において、エコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員として金融政策の審議等を担った経験を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。



1964年11月23日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
0株

9 よし ざわ りょう じ 吉澤 亮二

新任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社足利銀行 入行	2017年 4月	同金融機関格付部シニア・ディレクター
1998年10月	西ドイツ州立銀行 (West LB) 入社	2023年11月	同金融機関格付部マネージング・ディレクター
2001年 5月	スタンダード&プアーズ (現 S&Pグローバル・レーティング) 入社	2024年 4月	同退社
2004年 4月	同金融機関格付部ディレクター (主席アナリスト)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉澤亮二氏は、S&Pグローバル・レーティング 金融機関格付部マネージング・ディレクターとして、金融機関の信用力分析に従事したほか、分析面における社内の最高評議機関のメンバーとして全世界の銀行の格付水準および分析手法を監督するなど高い専門性を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、長年、金融機関を比較分析してきた専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

独立性に関する補足説明

吉澤亮二氏は、S&Pグローバル・レーティング金融格付部においてマネージング・ディレクターを務めておられましたが、2024年4月に同社を退職しており、退職後は同社での業務運営に関与していません。また、同社と当行との間における2023年度の取引額は、同社の連結売上高の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 田島優子氏、高山靖子氏、木内登英氏、吉澤亮二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者4名は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
4. 当行は、社外取締役候補者である田島優子氏、高山靖子氏、木内登英氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。また、当行は、社外取締役候補者である吉澤亮二氏の選任が承認された場合、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当行は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行取締役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

ご参考：取締役及び監査役のスキルマトリックス

当行取締役（選任候補者）及び監査役（現職）のスキルマトリックスは以下のとおりです。

地 位							
		米本 努 取締役頭取 (代表取締役) グループCEO	山崎 清美 取締役専務執行役員 (代表取締役) グループCBO 営業本部長	淡路 睦 取締役専務執行役員 (代表取締役) グループCSO グループCDTO	牧之瀬 孝 取締役常務執行役員 グループCHRO	小野 雅康 取締役常務執行役員 グループCRO 管理本部長	田島 優子 取締役 (社外取締役)
取締役・ 監査役の専門性と経験	企業経営	●				●	●
	財務／会計／金融	●	●	●	●	●	
	リスク管理／法務	●	●	●	●	●	●
	地域営業	●	●		●		
	国際／市場運用	●	●		●	●	
	IT／DX	●		●			
	サステナビリティ			●	●		

※本一覧表は、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

 <p>高山 靖子</p> <p>取締役 (社外取締役)</p>	 <p>木内 登英</p> <p>取締役 (社外取締役)</p>	 <p>吉澤 亮二</p> <p>取締役 (社外取締役)</p>	 <p>福尾 博永</p> <p>常勤監査役</p>	 <p>菊地 和博</p> <p>常勤監査役 (社外監査役)</p>	 <p>高橋 経一</p> <p>常勤監査役 (社外監査役)</p>	 <p>斎藤 千草</p> <p>非常勤監査役</p>	 <p>高橋 渡</p> <p>非常勤監査役 (社外監査役)</p>
						●	
	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●
			●				
	●	●		●	●		
	●				●		
●		●		●			

以上

<ご参考> 当行の「独立性判断基準」

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近^(注1)において次のいずれの要件にも該当しない者とする。

- ①当行を主要な取引先^(注2)とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ②当行の主要な取引先^(注3) またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ③当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている
コンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ④当行を主要な取引先^(注2)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑤当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑥当行の主要株主^(注4) またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦次に掲げる者（重要^(注5)でない者を除く）の近親者^(注6)
 - A. 上記①～⑥に該当する者
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先

(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

(注4) 総議決権の10%以上を保有する株主

(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士

(注6) 二親等内の親族

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額を年額140百万円以内、当行が発行又は処分する当行普通株式の総数を年500,000株以内とそれぞれご承認をいただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、当行における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の譲渡制限付株式制度（以下「本制度Ⅰ」という。）を一部改定することといたします。これに加え、役員の報酬と会社業績及び当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当行が予め定める業績目標等の達成度合いに応じた数の譲渡制限付株式を交付する制度（以下「本制度Ⅱ」という。また「本制度Ⅰ」及び「本制度Ⅱ」をあわせて「本制度」と総称する。）を新たに導入することといたします。

本制度全体の概要は以下のとおりです。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、別途取締役会で決定することといたします。

項目	本制度Ⅰ	本制度Ⅱ
譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権および金銭の総額	年額140百万円以内（本制度Ⅰ、本制度Ⅱを合わせた金額の総額とする。）（※1）	
発行又は処分する当行普通株式の総数	500,000株以内（本制度Ⅰ、本制度Ⅱを合わせた総数とする。）（※1）（※2）	
1株当たりの払込金額	当行の普通株式の発行又は処分に係る当行の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。以下同じ。）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額	

（※1）本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにより譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権及び金銭の総額は年額140百万円以内、また、各事業年度において対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は年500,000株以内であり、いずれも2021年6月25日にご承認をいただいた報酬枠の上限から変更はございません。

（※2）本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。以下同じとします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当行の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当行の普通株式の付与の条件は、上記の目的、当行の業況、当行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合には、対象取締役のほか、当行の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の本制度を当行の取締役会の決議により導入する予定です。

1. 本制度Ⅰの概要

(1) 本制度Ⅰの内容の一部改定について

今般、当行は、上記のとおり、「本制度Ⅱ」を導入することに伴い、譲渡制限期間等の譲渡制限付株式報酬の内容について統一的な運用を行うとともに、「本制度Ⅱ」において採用されるマルス・クローバック制度を「本制度Ⅰ」にも適用するため、以下に記載のとおり、「本制度Ⅰ」の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」という。）の内容の概要を一部改定したく存じます。

(2) 本割当契約Ⅰの概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）の払込期日より当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、本割当株式Ⅰについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅰ」という。）。ただし、当該退任した直後の時点が、本割当株式Ⅰの割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間Ⅰの終期について、合理的な範囲で調整することができるものとする。

② 退任時の取扱い

対象取締役が、当行の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、役務提供期間中、継続して当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限Ⅰを解除する。ただし、①当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間Ⅰが満了する前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後譲渡制限期間Ⅰの満了前に正当な理由以外の理由により、当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限Ⅰを解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限Ⅰを解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の規定に従い譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点において、なお譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅰを解除する。また、当行は、上記に定める場合、譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点において、譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

⑤ マルス・クローバック制度

当行は、譲渡制限期間Ⅰ中及び譲渡制限Ⅰの解除後において、対象取締役が法令又は社内規程に重要な点で違反したと当行の取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当行取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割り当てられた本割当株式Ⅰ又は譲渡制限Ⅰが解除された当行普通株式の全部又は一部を無償取得することや、本割当株式Ⅰ又は譲渡制限Ⅰが解除された当行普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものとする。

⑥ その他の事項

本割当契約Ⅰに関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

2. 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、業績評価期間の業績の状況に応じて、対象取締役に對して業績評価期間終了後に当行の普通株式を発行又は処分する制度です。具体的な業績評価期間については毎年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度とし、また、業績指標（以下「業績評価指標」という。）については業績評価指標を、当行の取締役会において予め定めるものといたします。

(1) 金銭債権の額の算定方法

当行は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当行の普通株式の数を算定し、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定いたします。

① 各対象取締役に発行又は処分する当行の普通株式の数 (※ 1)

役位別基準額 (※ 2) / 交付時株価 (※ 3) × 業績評価係数 (※ 4)

② 各対象取締役に支給する金銭債権の額

上記①で算定した当行の普通株式の数 × 交付時株価 (※ 3)

(※ 1) 計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。

(※ 2) 対象取締役の役位別基準額は、当行の取締役会において予め定めるものといたします。

(※ 3) 業績評価期間終了後に行われる当行の普通株式の発行又は処分に係る当行の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値を基礎として当行の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

(※ 4) 業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、0%～150%の範囲で、当行の取締役会において予め定めるものといたします。

(2) 対象取締役に対する支給条件

当行は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に對して、上記(1)に基づき算出される数の当行の普通株式を発行又は処分いたします。

① 対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当行の取締役又は執行役員の地位にあったこと

② 当行の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③ その他当行の取締役会が本制度Ⅱの趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、業績評価期間中又は業績評価期間終了後当行の普通株式の発行又は処分の日までに、対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合及び当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度Ⅱに基づく当行の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）には、当行の普通株式に代わり、金銭を支給するものといたします。当該対象取締役に支給する金銭の額は、役位別基準額を業績評価係数等に応じて合理的に調整して得られる金額といたします。

本制度Ⅱに基づき当行の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当行と対象取締役との間で、下記に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」という。）を締結することを条件といたします。但し、対象取締役が当該普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給を受ける時点において、当行の取締役又は執行役員のいずれの地位にもない場合はこの限りではありません。

(3) 本割当契約Ⅱの概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）の払込期日より当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、本割当株式Ⅱについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅱ」という。）。ただし、当該退任した直後の時点が、本割当株式Ⅱの割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間Ⅱの終期について、合理的な範囲で調整することができるものとする。

② 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間Ⅱの満了前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により、当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限Ⅱを解除する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会決議により、本割当株式Ⅱの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。

⑤ マルス・クローバック制度

当行は、譲渡制限期間Ⅱ中及び譲渡制限Ⅱの解除後において、対象取締役が法令又は社内規程に重要な点で違反したと当行の取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当行取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割り当てられた本割当株式Ⅱ又は譲渡制限Ⅱが解除された当行普通株式の全部又は一部を無償取得することや、本割当株式Ⅱ又は譲渡制限Ⅱが解除された当行普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものとする。

⑥ その他の事項

本割当契約Ⅱに関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

変更前	変更後
<p>1. 基本方針</p> <p>当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。</p> <p>2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭としての固定基本報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬としての固定報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、金銭としての固定基本報酬のみとする。</p> <p>2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。</p>

変更前	変更後
<p>3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主との一層の価値共有による経営意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。</p>	<p>3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。金銭としての業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬としての固定株式報酬及び業績連動株式報酬は、取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給するものとする。固定株式報酬の付与数は、役位毎の責任の重さに応じて決定するものとし、業績連動株式報酬の付与数は、業績目標の達成度合いに応じて決定するものとする。</p>

変更前	変更後
<p>4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針</p> <p>取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。</p> <p>なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：非金銭報酬等＝75：5：20とする。</p> <p>5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項</p> <p>個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任をうけ評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会で審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。</p>	<p>4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針</p> <p>取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。</p> <p>なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：固定株式報酬：業績連動株式報酬＝70：10：10：10とする。</p> <p>5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項</p> <p>個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任をうけ評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会で審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。</p> <p>また、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に対し報酬の受益権の没収（マルス）、返還請求（クローバック）ができる制度を設ける。</p>

以上

株主総会 会場のご案内

場所：千葉市中央区千葉港1番2号
当行本店3階大ホール



交通の ご案内

■ 京葉線	千葉みなと駅	から徒歩約 8 分
■ 京成千葉線	新千葉駅	から徒歩約 11 分
■ 千葉都市モノレール	市役所前駅	から徒歩約 8 分

お願い：会場内を全面禁煙としており、喫煙所はございません。ご理解、ご協力のほど
お願い申し上げます。

